

矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月20日(火)午後1時15分から

2 開催場所 矢巾町役場 2-2会議室

3 出席委員(16人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第7	報告第3号 専決処理事項報告について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第9	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第10	議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第 1 1 議案第 4 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について

日程第 1 2 議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保

主 査 煙山 裕

主 事 藤原 佳芳里

6 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和2年第10回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>会議に先立ち、皆様にお知らせします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、適宜、上着をお脱ぎいただいても結構でございます。</p> <p>なお、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に議案書を送付しておりますので、時間短縮により進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。</p> <p>本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。2番白澤和実委員、3番中川和則委員、4番阿部江利子委員にお願いをいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査をお願いします。
議 長	日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議 長	それでは、本日1日と決めます。
議 長	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>まず、訂正をお願いします。令和2年第9回矢巾町農業委員会総会は、第10回矢巾町農業委員会総会に訂正をお願いいたします。訂正となり失礼しました。</p> <p>それでは、業務の経過報告ですが、10月7日に岩手県農業公社と人・農地プランモデル地区に関する意見交換会を矢巾町役場で開催しました。</p> <p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしておりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	では、次に進みます。
議 長	<p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【報告第1号 朗読】</p>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号について補足説明をさせていただきます。番号1の案件につきまして、相続人が〇〇〇在住となっておりますが相続人の夫が今まで耕作していた農地でございます。そのため、耕作放棄地にはつながらないものと考えます。また、番号3に関しましても相続人が〇〇〇在住となっておりますが、相続した農地全てを〇〇〇〇〇〇〇〇〇と貸借しておりますので、今後についても耕作放棄地にはつながらないものと考えております。以上でございます。</p>

議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【報告第2号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第7、報告第3号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【報告第3号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>

5 番	はい、議長。
議 長	はい、5 番藤原弘也委員。
5 番	5 番藤原です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。
議 長	5 番藤原弘也委員の退席を許可します。 藤原弘也委員が退席するまでの間、休憩といたします。
	休憩 13 時 28 分 (5 番藤原弘也委員 退席) 再開 13 時 29 分
議 長	再開します。
議 長	日程第 8、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。
	【議案第 1 号 朗読】
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	議案第 1 号について補足説明をさせていただきます。お手元の別添資料農地法第 3 条調査書をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないものと思われることから、許可の要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
	(「なし」の声あり)

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手全員ですので、許可することに決します。次に進みます。</p> <p>5番藤原弘也委員が着席するまで休憩といたします。</p> <p>休憩 13時31分 (5番藤原弘也委員 着席) 再開 13時32分</p> <p>再開します。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第9、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【議案第2号 朗読】</p> <p>補足説明を許します。</p> <p>はい、議長</p> <p>はい、事務局。</p> <p>議案第2号について補足説明をさせていただきます。番号1の案件でございますが、次のページの地図をご覧ください。番号1の案件は役場の南東側約1.2km</p>

	<p>に位置し、西側は町道田屋2号線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第1種農地となっております。</p> <p>また、番号2の案件でございますが、役場の南東側約1.2kmに位置し、南側には町道土居場1号線が東西に横断しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。こちらも農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第1種農地となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>10月15日に農地転用現地調査を行った、1番佐々木昭英委員、14番川村和男委員のどちらかより調査結果を報告願います。</p>
1 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、1番佐々木委員。</p>
1 番	<p>はい、1番佐々木です。それでは現地調査の結果を皆様にご報告いたします。</p> <p>番号1の案件ですが、当該土地は、昭和41年頃から住宅用地として利用されてきました。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断しました。</p> <p>番号2の案件ですが、当該土地は、平成9年から駐車場用地として利用されてきました。この度、地目を確認したところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。以上でございます。</p>
議 長	<p>その他、補足説明がありましたら説明願います。</p>
14 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、14番川村委員。</p>
14 番	<p>はい、14番川村です。先日、現地調査に佐々木委員と事務局と行ってまいりました。番号1の案件は、家の買い付けで銀行からお金を借りるということで、抵当権の関係で、畑にわずかに宅地として出ている個所がありました。わずかに出</p>

	<p>ているところも全て宅地にしたいという説明でございました。宅地にしなければ 抵当物件を取れないということでした。</p> <p>番号2の案件は、畑を駐車場にとしていたが、その部分について宅地にしたい という申請でございました。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可 する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、証明を許可することに決めます。 次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議 題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題の みとします。</p> <p>【議案第3号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>はい、議長</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案第3号について補足説明をさせていただきます。こちらの案件は、以前5</p>

	<p>年で中間管理通して契約していましたが、貸借が今年切れるということで再設定をする案件となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p>
15 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、15 番藤原職務代理者。</p>
15 番	<p>はい、15 番藤原です。貸人の方が推定相続人と記載がありますが、これは相続人がまだ決定していないという意味で受け取ってよろしいのですか。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>はい、15 番藤原職務代理者の質問にお答えいたします。推定相続人となっているのは、まだ相続が終わっていないためです。推定相続人の〇〇〇さんが過半数をお一人でお持ちでしたので〇〇〇さんと岩手県農業公社との貸借としております。以上でございます。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第 3 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。次に進みます。</p>
議 長	<p>議案第4号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。</p> <p>休憩 13時41分 (産業観光課：岩館貴紀主査 入室) 再開 13時43分</p>
議 長	<p>再開します。</p>
議 長	<p>日程11、議案第4号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。</p> <p>【議案第4号 朗読】</p>
議 長	<p>この議題に関しまして、詳細説明を町産業観光課 岩館主査 をお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。</p>
産業観光課	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、産業観光課、岩館主査。</p>
産業観光課	<p>引き続き、私の方から議案第4号につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>議案第4号につきましては、更新の手続き2件となります。当該農地においては、配分予定者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の両法人が現在も農地中間管理事業を活用し農業経営を行っており、当該農地の代替農地もないため、優先順位検討表の中の配分理由、当該農地が配分予定者の経営農地で代替農地が無いに該当しますので、両法人への配分計画案を作成しました。</p> <p>なお、期間は5年間となっておりますが、これは両法人からのこれまでのものと期間がバラバラになると管理が大変になるとの理由で決定するものとなります。以上説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、証明を許可することに決めます。</p> <p>以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。</p> <p>みなさま、大変お疲れ様でした。</p> <p>終了 13 : 59</p>
-----	---

以上は、令和2年10月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和2年第10回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 2番 _____

〃 3番 _____

〃 4番 _____